

幼児教育と中教審の基本構想

坂 元 彦 太 郎

まえがき

この五月末「初等中等教育の改革に関する基本構想試案」が、中央教育審議会の第二十五特別委員会から中教審総会に報告され、公表された。これについて各方面からの意見や批判を聴いた上で「改革に関する基本構想」が年末ごろまでにまとめられ、さらに来年五月ごろには、文部大臣への正式の答申がされることになつている。ところが、相当な長文である上に難解な用語なども使つてあるためもあって、一般的のひとびとにこの試案の内容や趣旨が的確にとらえられないようと思われる。したがつて、この特別委員会のメンバーであるわたしは、できるだけ誤解や曲解を避けるために、この試案の趣旨や内容ができるだけ分かりやすく説明をしたいと考えるのである。

先ず、「6幼稚園教育の積極的な普及充実」を、原文のまま引

といって、この試案全部にわたって述べることは不可能なので、特に幼児教育に直接関係のある部分を二、三取りあげて説明をしたり、私見を述べたりするようにしたい。幼児教育に関する部分は、実は本試案中最も具体的で、実現可能なところであつて、その意味でも、特記してもいいところなのである。

この試案は、大きく二つに分かれていって、「第一、初等・中等教育の根本問題」と「第二、初等・中等教育改革の基本構想」とからなっているが、この第二に九項目があげてあり、その中の「6幼稚園教育の積極的な普及充実」が直接関係のあることはいうまでもないが、「一人間の発達段階に応じた学校体系の開発」の中にも重要なことが含まれているので、主としてこの二つの項目について、述べることにしたいと思う。

用して、それについての私見を述べることから始めよう。

一、幼稚園の普及充実

第2 初等・中等教育改革の基本構想

6 幼稚園教育の積極的な普及充実

幼稚教育の重要性と幼稚園教育に対する国民の強い要請にかんがみ、国は当面の施策として次のような幼稚園教育の振興方策を強力に推進する必要がある。

- (1) 幼稚園に入園を希望するすべての五歳児を就学させることを第一次の目標として幼稚園の拡充をはかるため、市町村に対して必要な収容力をもつ幼稚園を設置する義務を課すとともに、これに対する国および府県の財政援助を強化すること。
- (2) 前述一項の先導的試行その他の研究成果にもとづいて、幼稚園の教育課程の基準を改善すること。
- (3) 公・私立の幼稚園の質的充実と修学上の経済的負担の軽減をはかるため、必要な財政上の措置を講ずること。
- (4) 個人立の幼稚園は、なるべくすみやかに法人立へ転換を促進すること。

〔説明〕

幼児教育は、人間の一生に対して重大な影響があるといわれており、家庭・学校を通じてこれをどのように充実するかがこれら的重要な課題である。とくに小学校就学前の幼児に対して、家庭だけでは得がたい集団生活の体験を与えることは、幼児のさま

ざまな発達に対しても重要なことが認められている。現に幼稚園入園に対する国民の要請はきわめて強いが、その普及率には地域的に大きな格差があり、すみやかにその機会均等をはかるため、希望するすべての五歳児の就学を第一次の目標として、幼稚園教育の拡充を促進する必要がある。

そのため、当面の施策として、経過的には『保育に欠ける幼児』は保育所において幼稚園に準ずる教育が受けられるようになり、その他の希望者はすべて幼稚園に就学させるため、私立幼稚園の整備状況も考慮しながら収容力の不足する分について市町村が公立幼稚園を設置するように義務づける必要がある。この場合、国と府県は、市町村に対してその実現を保障するための強力な財政援助を行なうべきである。また、四歳児の就学についてもできるだけの配慮を行なう必要がある。

このような普及をはかることと並行して、さきに第一項(1)に述べたような総合的な先導的試行およびさまざまな幼児教育に関する研究の成果を取り入れて、幼稚園の教育課程をよりよいものに改めることを検討すべきである。また、これと関連して、幼稚園教員の養成を格段に充実する必要がある。

このような拡充政策と同時に、既存の公・私立幼稚園を質的に充実することも重要である。とくに現在、幼稚園の七〇パーセントは私立が占めており、前項(1)で述べたような観点から、その教員・施設等の教育条件を改善し、父兄の過重な経済的負担を軽減するため、必要な財政援助と行政指導を充実しなければならない。そのためには、私立幼稚園のうち個人立のものは、その法的な基

礎を確立するため、なるべくすみやかに法人立に転換するよう促進すべきである。

△1▽

この項目については、本文と、それに対する「説明」とをあわせて、たんねんに読んでいただくと、文面の意味するところはよく分かると思うので、その趣旨を繰返す必要はないと思うが、むしろ、こうした構想試案が立っている基盤や背景になつてゐる考え方を、できるだけくわしく述べることにしたい。

第一に、この試案は、すでに「幼児教育の重要性」と「幼稚園教育に対する国民の強い要請」などをじゅうぶんに承認した上での対策であることに注目すべきであろう。

これは全く当然のことであるという人が幼児教育界では多いであろうが、いわゆる有識の人たちには、必ずしもそう思わない人があ少なくないのである。たとえば、幼稚園教育の「効果」をじゅうぶん調査研究しなければならない、その上で対策を定めるべきだ、という人たちが少なくないのである。また「五歳児小学校就学説」を唱える人たちは、自分たちでは意識しないかも知れないが、現在の幼児教育のあり方を実は否定しているし、少なくとも破壊し分断してしまわないということになつてゐるのである。

こうした、二つの代表的な見解は、当然、特別委員会の審議の

過程の中にもちこまれたのである。そして、かずかずの議論の結果、本議案のような立場をとることになったのである。すなわち、他の種の学校と同様に、幼稚園もまた、現在の組織のままでじゅうぶんに存在の理由があり、少なくとも、その効果が不明であるが故に変えなければならないとする理由はない、ということを考えることになったのである。具体的にいえば、三、四、五歳の幼児たちを収容する教育機関という組織はそのまま存続させるにじゅうぶんな意義がある、ということである。わけても、現在、四、五歳をつづけて教育するいわゆる二年保育が、幼児教育の本命となつてゐるという事がじゅうぶんに認められて、そのたて前がこの試案全体に流れているはずである。曰「希望するすべての五歳児の就学を第一次の目標」とするという文句と、「四歳児の就学についてもできるだけの配慮を」という文句とを重ね合わせれば、その趣旨は自明であろう。なお三歳児の取扱いは、一応従来通りにするが、今後の研究の課題として残してあるといえよう。

△2▽

第二にあげたいのは、国の施策として、入園を希望する者をみんな就学させるようにせよ、それをまず五歳児からはじめよ、ということを主張していることである。

すなわち、世上に行なわれている五歳児義務教育論を持つては

いないのである。小学校へ五歳児を入学させるというやり方とともに、現在の幼稚園の体制のまま義務就学をさせるという考え方を、両者とも持つてはいないのである。その理由が明示されるわけではないが、現在の小学校の教育のやり方をそのままにしておいて、いかに子どもたちの発達が「促進」されたからといって、その前に五歳児を入学させるのは反教育的であるし、また、現在の幼児教育が少なくとも四、五歳をつづけて教育するところに特質があるのを無視したことになる、と考えたとするのがしぜんであろう。

さらに、五歳の幼児をどんな条件の者でもすべて就学させ、それを果たさない親を処罰するなどという、現在の、わが国の小、中の義務のあり方をそのままこの幼少のときに強行することが果たして適當であろうか。また、種々の事情により、幼稚園にその児童を就園させることができない、また、その入園を希望しないような場合もあって、それを無視することが果たして適當であろうか。

観点を変えれば、児童の就園率が保育所とも含めて五歳児七五%（四歳児は五〇%をこえる）ぐらいであり、しかも地方的に大きな格差があるときに一挙に義務就学を強制することが当を得ているであろうか。少なくとも、しばらくの間は、幼稚園を普及させて地方の格差をしだいに狭めることによって、就園率を高め

ることがたいせつなではなかろうか。

いずれにしても、本試案では、希望する児童をみな収容できるように、いわばあぶれている子どもたちを収容するだけの幼稚園を設置する義務を市町村に負わせたらどうか、ということを提案しているのである。その市町村にすでに公立私立の幼稚園がある場合は、その上に希望者が全員入れるだけの施設をつくる。また、その市町村に全然ないときには新しく幼稚園をつくる、ということになるわけである。

世間では、義務教育ということばを無難作に使う人が多い。その人たちのいいところは、国なり公団体が経費をたくさん出してくれて、いわゆる保育料などをぐっとやすくしてほしい、という要望なのである。ことに、多くの私立幼稚園の徴収する保育料が高過ぎる、ということからおこる、素朴ですなおな願いが「義務教育」になればいい、と表現されているのである。ところが、わが国では、義務教育というのは、まことにきびしい、法令や施策のこみ入ったわくぐみのもとに行なわれているので、このようなわくぐみをそのまま、幼稚園や、また、高等学校に適用するには、さまざま問題があるのである。だから、そのような、厳重な法令や施策のがんじがらめをそのまま適用するよりも、期待されている重要なポイントを実質的に実現する方がいい、ということになっているのである。すなわち、希望ある者は

全部を収容することと、國や公共団体が援助して、私立を含む幼稚園入園についての経費をできるだけやすくすること、できるだけ「無償」に近いところまでもつていくことをめあてとしながら、希望者をとり落さないようにしようとするのが、本試案のとつていてる態度である、といつていいであろう。

しかしながら、この場合、いくつかの問題が残るであろう。まず、わが国では「義務教育」というものは、他の教育に比べてはるかに重要なものであるという観念が、あまりにも徹底している。義務教育でない、それにして、ということは、その教育の価値や義務がいつぺんにさがつたものと感じる、といった一般的な通念があるのは否定できない。率直にいえば、大蔵省などの財政当局、地方自治体などの行政当局などにも義務教育だからこうする、とか、義務教育でないから、そのようにはしない、といった、杓子定規に近い、両者に対する処遇のちがいを見ることが間にあるのである。

しかしながら、このような固定観念は何とかして打破されねばならない。たとえば、義務教育だから國や公共の費用を出す、といった考え方を、公教育には国などが当然金を出すものである、といふたて前に変えるようにしなければならないときがきてる。すでに、幼稚園にても高等学校とともに、八〇%近くの国民の子女をあずかっている。小学校、中学校と肩をならべる大衆の公

教育機関なのである。國や公共団体が、その取扱いを現在のようにならぬ。たとえば、義務教育だから園に通わせないでうちで教育すればそれでじゅうぶんだ、とするようなことをそのまま見逃してほって置くのかといった疑問がおこるであろう。たしかに、少数ではあるが、そのような信念をもつてゐる父母たちがいるのは事実であり、そうした意志を無理にまげさせることは現在のところ不可能であろう。また、これらとならんで、幼稚園や保育所として認可を受けない、さまざまの児童に対する施設も少なくないのであり、これらの中には、いわばビンからキ

りまであって、一概に無意味な存在としてからんじてしまうことはできないのである。

これらに対する対策はいろいろ考えられるが、つまりは、いい幼稚園を普及し、それを充実させ、何人にも魅力のあるものとしていくことによって、これらの人々を引きつけ誘うより外はないであろう。 性急に強権を用いて事を処するようなことがらではない、と私は考えるのである。

△3▽

第三に、この試案では、私立幼稚園の役割や意義をじゅうぶんに認識した上に立っている、ということである。

本試案を不注意に読むと、市町村に公立幼稚園の設置義務を負わせるというのであるから、公立の幼稚園一点張りでいこうとしているよう解する人が多いかも知れない。また、いろいろな事情から、私立幼稚園の取扱いについて過敏になつてゐる人たちの中に、そのようなおそれを感じる人々があるかも知れない。

しかし、ごく大ざっぱにいえば、大学と幼稚園については、私学がそれぞれの三分の二以上を占めているのであって、私学によって高等教育と幼児教育の大半が支えられているという事実を何人も否定することはできない。したがって、幼稚園についても、この試案の「第二、5公教育の質的水準の維持向上と教育の機会

均等」の中にあげてある「公教育の重要な役割を分担する私立学校の公共性を確保するとともに、そこにおける教育条件の整備と修学上の経済的負担の軽減をはかることが」適用されることはいうまでもない。その説明には「幼稚園および高等学校の教育については、私立学校が大きな割合を占めており、その中には独自の特色をもつものも少なくない。しかし、全般的にはおもに財政的な事情から、教育条件が不満足な状態になつたり、父兄の経済的な負担が過重になつたりする傾向がみられる。本来、私立学校は公立学校とともに公教育の重要な役割を分担するものであり、そのような状態をそのままにしておくことは、地域住民の利益に反する結果となる。したがつて、希望する私立学校に対しては、公立学校に準ずる財政援助を与えるとともに、教育条件の確保と地方教育計画上の調整については必要な行政指導を行なうことを検討すべきである、まことにこまかにいねいに述べてある通りである。

したがつて、希望者をすべて幼稚園に就学させるため「私立幼稚園の整備状況も考慮しながら」収容力の不足する分について市町村が公立幼稚園を設置するように義務づけるのだと、わざわざことわつてあるのである。すなわち、現在ある私立幼稚園、あるいは計画中の私立幼稚園の収容力や在園者をじゅうぶん考慮にいれて、なお不足する分の設置をするのであって、公私立幼稚園全

体を総合的に考えよ、ということが特に述べてあるのである。

本構想試案では、このように、私立幼稚園の存在をじゅうぶん認識しているのであるが、一部で心配されているのは、末端の行政機関が功をあせるあまり、私立幼稚園の存在を無視して「義務設置」をいそぐようなことがありますはしないか、という点である。

そういうことはおこりえないとはいえないでのあるが、少なくとも本構想では、そのようなことを考えるどころか、私立幼稚園そのものの存立を確保し、その存在の意義をじゅうぶんに發揮させることを願っているのである。また、一部の私立幼稚園の関係者の中に、その存立が危うくなるのではないか、と憂慮している向

があるようであるが、そうしたことはこの構想に関する限り全く考えられていないことであつて、関係者一同で力をあわせてそのような傾向がおこらないように気をつけねばならないであろう。

また、公立と同じように財政的な援助を受けたり、また、本構想の、「第二、(7)学校内の管理組織と教育行政体制の整備」の中の「公立学校と私立学校に関する地方行政の組織を一元化することによる行政の一元化の提唱などが実施されたり、といったようになると、私立学校としての特質が失われはしないかを、おそれる向きも少なくないであろう。本構想には「その際、私立学校本来の独自性とそれに対する助成とにじゅうぶん配慮しなければならない」とわざわざ特筆している趣旨を断じて無にし

てはならないであろう。

たしかに、現在の制度を変えて、たとえば都道府県の教育委員会で公立私立両方の行政を適正に行なうようにするには、さまざま先入観や習性が邪魔をして、なかなか困難なことであろうし、現在のままの陣容や体制では私立の行政に不適当であるとさえ感じる人もあるであろう。また、市町村の教育委員会と私立幼稚園との関係をどうしたらいかという、全く未開拓の問題も重要なものとして残っている。

いま一つ大きな問題は、個人立の私立幼稚園を、できるだけ早く法人立にするように、という提唱である。たしかに、学校教育法で、私立学校の設置者は法人でなければならないとしてあるが、その例外として特殊教育の学校と幼稚園とだけにそれ以外の設置者のものが認められているのである。特殊教育の方は、全国でわずか一校になつてゐるが、幼稚園では、私立の三分の一に近いものがなお個人立なのである。たとえば、公立と同じように財政援助を国などから受ける場合には、いわゆる学校法人でないと、うまくいかないではないか、という点もあって、本来そうあるべきであるようになるのがのぞましいわけである。しかしながら、個人立の中にも古い歴史と功績のあるものも少なくないし、また、法人に今までなれなかつたことについてもそれぞれの事情や理由のあつたものが多い。したがつて、学校法人化を促進す

るには、それに対する打開のための施策が適切に行なわれねばならないであろう。さらに、学校法人以外の法人、たとえば宗教法人その他の場合についても問題が残るかも知れないが、いずれにしても、できるだけきせいが出ないよう、慎重な配慮を各方面に要望したい。

二、幼年期教育機関の試行

第二 初等・中等教育改革の基本構想

1 人間の発達過程に応じた学校体系の開発

現在の学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するため、その第一歩として次のようなねらいをもつた先導的な試行に着手する必要がある。

(1) 4、5歳児から小学校のある学年児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なうことによって、幼年期の教育効果を高めること。

(2) 前項との関連において小学校と中学校、中学校と高等学校のくぎり方を変えることによって、各学校段階の教育を効果的に行なうこと。

(3) 中等教育が中学校と高等学校とに分割されているということに伴う問題を解決するため、これらを一貫した学校として教育を行なうとともに、幅広い資質と関心をもつ生徒の多様なコ

ース別、能力別の教育を、教育指導によって円滑かつ効果的に行なうこと。

(4) 現在の高等専門学校のように中等教育から前期の高等教育まで一貫した教育を行なうことを、その他の目的または専門分野の教育にまで拡張すること。

〔説明〕

教育制度上の各種の問題を学校体系の抜本的な改革によって一挙に解決しようとするいろいろな提案があるが、いずれもその改革の効果については仮説的なものであり、その実効を保障する具体的な条件の検討が必要である。しかしながら、昭和四四年六月の中央教育審議会の中間報告において指摘されている学校制度上の諸問題は、人間の発達過程に応じた学校体系のあり方を積極的に探究する必要のあることを示している。

これまでわが国では諸外国の実例を参考としながら、一挙に学制改革を行なったこともあるが、上記のような学校制度上の諸問題については、今日いすれの国でも適切な解決の方途を一步一步探し中である。したがって、改革に伴う混乱を最小限にとどめ、わが国の実情に適合した学校体系を開発するためには、確実な見通しのもとに先導的な試行を積極的に積み重ねることがもつとも賢明である。

その具体的なねらいは次に述べるとおりであるが、いずれも現行制度のわくを越えるものであるから、制度的な根柢と実施上の条件を定め、科学的な実験計画にもとづき厳正な評価が行なわれる状況のもとで実施されるべきである。ただし、この先導的試行

は、改革の準備段階における単なる教育上の研究にとどまるものではなく、それ自体として制度または内容の具体的な改革の第一歩をなすものと考えるべきである。

(1)のねらいは、幼年期の集団施設教育のさまざまな可能性を究明するためであって、現在の幼稚園と小学校の教育の連続性に問題のあること、幼年期のいわゆる早熟化に対応する就学の初期の再検討、早期教育による才能開発の可能性の検討などの提案について、具体的な結論を得ようとするものである。

(2)は、(1)の先導的試行との関連において、小学校高学年と中学校、中学校高学年と高等学校とを接続する新しい学校のくぎり方をとったとき、それぞれの学校が生徒の発達段階に応じてまとまった教育を効果的に行なう具体的な方法を究明するためである。

(3)(4)の説明省略)

△1△

この部分は、「6 幼稚園教育の積極的な普及充実」の項に比べて、その説くところに分かりにくい表現や内容があると思われるので、できるだけその趣旨とするところを、平明に説明することにつとめてみたい。

すなわち、世間で問題とされている「先導的試行」ということ

ばの意味するところを、児童の場合との関連において明らかにするようにしなければならないであろう。前もって世間に伝わっていった案では、実験的試行とあつたのが先導的試行に変わったとし

て、その意味を強調する向きがあるが、試案でははじめの草稿のときからこのことばが使われていた。わたし個人はこうしたなしのみのことばを使うことは反対をしてきたが、バイロット・プロジェクトの意味だとしてそのままになっているのである。

ただ、実験ということばを使うことは、人間を相手にする場合に、モルモット扱いをすることに解されるおそれがあることが指摘された。わたしなどは、実験ということばを使っても、人間に

対するときは、モルモットに対するときどちがうのが当然だと思うので、その意味に使えばいいと考えているのであるが、現にこの引用の中にも、「実験計画」ということばがはつきり使われているくらいである。にもかかわらず、「先導的」といつたことばがあえて使われているのは、実施しても現在やっているのとは、少なくとも同じ程度の効果をあげうるような確信があり、しかもそういうことができるはじゅうぶんな条件を整備しての上で実施する、という意図を現わしているのであるといえよう。いいかえれば、ちょっとした思いつきや、一面的な主張にもとづいて、成功するかどうか分らないような企てをやってみるというのではいけないというのである。

現在、「学制改革」に関するさまざまの提案がある。中には、教育的な見地以外からのものもあり、ときには無責任な放言に近いものさえある。ことに、一部のジャーナリズム関係には、その

ような変革にともなう混乱を歓迎するような風潮さえあるようには感じられる。

たしかに、現在の学校の制度に問題がないとはいえないであろう。いわゆる六・三制の実際の運営には、ことに部分的に見れば、問題があるであろう。しかし、それは、現在の年齢別による学校体系の区切り方に起因しているのか、それよりも実際の教育のやり方そのものに依るものか、一概に結論を出すことはできないであろう。また、制度ということばは、単に年齢による区切りかただけを意味するのではなく、さまざまな方面にわたる実質的な中味をも含んでいるものと解すべきであって、制度をあまりに狭義に、年齢による区切りだけとすること自身がすでに当をえているいとわたしは思うのである。たとえば、教育の内容に関する規準のたて方やその施行の仕方から、教師の生徒数に対する比率、設備の基準や教師の待遇のわくぐみなどの財政的、行政的な措置にいたるまでが制度の実質を形づくっているわけであって、これらが一体となってその制度の功罪として現われるのである。

しかも、これらの制度は、長年にわたつてわが国のさまざまな伝統や歴史によって産み出され、決定されたものである。如何にその方面的研究が發達したとしても、心身の発達段階についての学門的な研究の結果だけによってかんたんに変更されるようなことはできないものが制度なのである。もちろん、教育の実際の方法や内容などが、そうした成果をできるだけ速やかに取り入れることがたいせつであるのは、いうまでもないが、制度の体系を混乱なしに直ちに動かすことはひじょうに困難なことである。

少し私見にわたり過ぎたが、本試案のとつている態度も同様の路線であるといふことができるであらう。学校体系の問題を一挙に解決しようとするいろいろな提案に対し、どの国でも一步一歩適切な解決の方途を慎重に探求しているのであって、「改革に伴う混乱を最小限にとどめる」ことがたいせつである。そのため、一挙に強行するのではなく、いいかえれば、学校の区切りを一ぺんに変えてしまうといった方策ではなく、まず、先導的な試行を積み重ねてからでなければならぬ、といふのである。

論点がかわるが、実は、高校以下の、現行の学校制度が、どうしてもこれではいけなくなつた、ということはないといつていいであろう。大学には学生問題のようなことが焦眉の急としてあつたが、高校以下の場合にはそれに匹敵するような問題はないといつてもいいのである。たとえば、昭和二十二年の六・三制への改革のときには、戦争中にすっかり偏重し、戦後は全く崩壊してしまつた青年学校の制度があり、それに次ぐものとして国民学校高等科があつたのである。これらはどうしてもこの今までつづけるわけにはいかない情勢にあつたし、一方、現在の中學一、二、三年に当たる少年少女たちは何かの学校に九〇%以上在籍し

ていたのである。それに戰後という一時的な状況もあって、いそ

いで学制の改革が行なわれねばならなかつたし、また、行ない得たのである。これに比べて、現在はそのように追いつめられた情勢といふものはないといつてもいいのである。

したがつて、現行の学校制度を無理にいそいで変革しなければならない、とはいえない。いわば平地に波らんをわざわざおこす必要はない、とはしながらも、これは決して、現在の制度に問題がないということではない。また、より望ましい制度を積極的に探究することも意義のあることである。一部の人たちがそれぞれの理由のもとに提唱する案にしても、その「改革の効果については仮設的なもので」はあるが、それが全くまちがつているといふ根拠もない。このように見てくると、「わが国の実情に適合した学校体系を開発するには、確実な見通しのもとに先導的な試行を積み重ね」て、慎重にことを運んで、「漸進的な学制改革」にとりかかることが賢明である、とするのである。

かくして、不必要的混乱を避けるためには万全な措置をとるべきであつて、「確実な見通しのもとに」「制度的な根拠と実施上の条件を定め」て実施されるべきである。具体的にいえば、少なくとも現行制度をいとなむよりは劣らない結果が生まれることの確信のえられるような見通しと計画をもつて、しかもそのための法令上、財政上、行政上の条件整備をおこなつての上で着手されね

ばならない、としているのである。

ここに例示してある四つの場合は、みなショッキングなほどのものとはいえないが、現行の制度のわくぐみをはみ出るものであるからには、実際にどこかで着手する場合にはさまざま難関があるで、いつから実施が可能になるか、現在のところ見当がつかないというのが本当であろう。ただこの際特に触れておきたいことは、これが「単なる教育上の研究にとどまるものではなく、それ自体として制度または内容的具体的な改革の第一歩をなす」ということの意味についてである。まず、人間相手の試行であるから、それ自体が意義があり、人間形成に相応の効果がなければならない、ということであるのは、いうまでもない。しかしこれが成功すれば、直ちに、狭義の制度の変革をすることになるかどうかは、かんたんには決められない。たとえば在来の単線型のわきに、傍系のような存在になることもありますし、また、この試行が、狭義の制度の変改よりも、むしろ、内容上の具体的な改革をもたらすことになるかもしれない。ここに「制度または内容の」とあることを世間の人はよく見落としているようであるが、次に述べるように、幼児の場合などは、ことに内容上の具体的な改革の第一歩になることが大いにありうるのである。

次に(1)にあげてあるねらいの試行の問題について述べよう。幼年期の教育効果を高めるために、「四・五歳児から小学校のある学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なう」ということであるが、これをすなおに読めば、次のように考へるのがしぜんであろう。

すなはち、まず、この「貫した教育を行なう」教育機関が、「幼年期」の教育効果をあげるためにものであることである。つぎに、四、五歳に七歳、八歳ぐらいまでの、いわゆる「幼年期」ということばが通用する範囲を本命とする、ということである。もちろん考え方によつては、この外に、四、五、六歳の場合があり、つづいて六、七歳、六、七、八歳といった組み合わせも考えられないわけではない。しかし、この文面をすなおに読めば、四、五、六、七歳が本命であることは否定できないであろう。

このことは、世間の人たちには、予想外のことではなかつたろうか。ひとびとの多くはこの方面に関しては、五歳児を小学校に編入するという形を予想していて、これが常識だとまで思つてゐた人が少なくなかったようと思われる。二十五特別委員会にも、この提案があつたことは事実であるが、必ずしも多くの人の支持を受けることはできなかつた。むしろ、幼児の教育の独自性、わけても四、五歳が一体的にいとなまれてゐる実情にかんがみて、もしも、全く現実の条件を抜きにして、いわば、白紙の上に描く

とすれば、四、五歳の幼児とまだ幼児期の中にあるといつてもいい六、七歳とを一つにした教育機関をつくる方が、その心身の発達の特質にあつた教育ができるであろう、ということが多くの委員の承認を受けていた。しかしながら、この試案が発表されるまで、そうした考え方が世間に洩れていなかつたので、この構想は意外の感じを多くのひとたちによりおこしたであろう。

こうした、「幼年期」のための教育機関について、その性格や方法に関する対立した考え方があるであろうことが容易に想像される。端的にいえば、一方にはこの教育機関をいわば小学校式の教育を早目におこなうことだ、という考え方があるのに對して、他方には、これはむしろ幼児期にふさわしい教育の仕方、いわば現在の幼稚園教育に近いやり方がとられるのが当然だ、とする考え方があるであろう。どちらに傾くかは、実際に当たる人たちのとする立場によつてきまるであろうが、「幼年期」のための教育というからには、そのたて前を忘れないで実施に当たることがたいせつであるのはいうまでもない。また、五歳児だけでなく、四歳児からあげてあることも、幼児的な特質を無視できないことを示しているともいえよう。

もしもこの試行が実施されるときには、「現在の幼稚園と小学校の教育の連続性に問題があること」についての何らかの解決への示唆がえられるであろうことは期待されていいであろう。たし

かに、現在の幼稚園教育についても、小学校教育への連続について問題がないといえない。同時に、小学校の低学年の教育はどうすると上学年の教育の延長に過ぎなくて、幼年期の教育としては

当を得ていないことが多いのである。本試案では、(2)の項目の中でも、「小学校の低学年における教科のあり方に問題が多い」という意見が示されているように、こうした試行でいちばん効果的であると思うのは、小学校低学年教育の改善についてであろう。

私情にわたって恐縮であるが、こうした幼年期のための教育機関は、わたし個人からいえば、数十年来の夢であった。現状を無視して理想的な形態を考えることができるとすれば、このような教育組織こそ最上のものであり、また、一つの楽園の建設でもあると夢みていたのである。それが、ひょっこり、このような先導的な試行の一つの類型として浮びあがるとは、全く望外のおどろきであり、喜びでもあった。同時に、長年このことを胸にあたためつづけてきただけに、現在のわが国の教育界の実情では、これが実現することがほとんど不可能に近いさま大きな障害があることを痛感している。一般的にこのことを制度化することはおそらく不可能に近いが、しかし、ごく少数のケースながら、一般的

にも反省すべきところが多く見出される機縁になり、いずれにしてもわが国の初等教育の下半分のあり方に対する基礎的な研究の積み重ねになるであろう。

なお(2)、にこうした先導的試行との関連において、小学校と中学校、中学校と高等学校とのくぎり方を変えてみると、という試行が述べられているが、もしも、四、五、六、七歳を一本とする試行と連続してするトすれば、わたしは残りの初等教育を四年とするのが適当と考える一人である。しかし、もしも、これとちがつたて前で、小学校の高学年と中学校の下級とを一体にする主張もあるので、それはそれとして切り離して試行されることも考えられるであろう。

以上のような試行について、世間ではイギリスの教育制度を連想する人が多い。そして、五、六、七歳の幼稚学校を思い浮べて、そのように早くから学校生活を送らせる方がいいのだ、と感じていることが多いよう気がする。しかしながら、この幼稚学校などの実情ならびにその改革案は、わが国における通念とはずいぶんちがつたところがあることを指摘しておきたい。

現在、いわゆるブラウデン報告といわれるイギリスの初等教育計画が提出され、実行に移されようとしている。満三歳に達した幼児からの就学前教育を大幅に拡充し、満五歳に達すると義務教育である「ファースト・スクール」（幼稚学校の改称）三年「ミ

「ドルスクール」(現在のジュニア・スクールに当たり一年延長)四年の過程を受けさせることを提言している。幼稚学校では、遊戲(Play)と創造的な活動(creative work)が教育の中心とされているが、それがつづけられることが望ましいから入学始期を五歳にしたという。実は、入学始期について五歳説、六歳説が対立して結着はつかなかつたが、百年来やつてきたことだし、この幼稚学校的特質を接続するために、五歳をとったのだという。

その外にも、プラウデン報告には興味があることが多く盛られているが、三、四歳の二年の就学前教育をできるだけ受けさせるようにし、五、六、七歳の三年、八、九、十、十一歳の四年を併せて初等教育とするという考えには学ぶべきものがある、といえよう。(「イギリスの初等教育計画」文部大臣官房刊行による。)

また、カリフォルニア州で決定したと伝えられる初等教育の改革案も、三、四、五、六歳の四年の学校教育を義務とし、その上に六年の教育を積み重ねる、といったものであるとのことである。

む　す　び

世上で問題とするであろうと予想されることの一には、幼稚園の普及充実という、いわば現実に即した改善案と、幼年期教育機関の開設といふいわば理想を実現しようとする試行案との間の関連はどうか、ということがあるであろう。

前者が、現実に即した漸進的な改善の策であり、後者は、むしろ理想に傾いた、画期的な試行案であることがまずいえるであろう。しかし、前者でさえ、それが実現されるにはさまざまな順序や手続きを経て、さまざまの障害を克服して行なわれねばならないので、年月にしても、十年や二十年ではじゅうぶんに達成されることはいえないかも知れない。また、後者の試行にしてもいつどのようにしてはじまるかも見当がつかないくらいであり、実際に行なわれるようになって、その成果が制度または内容の変革に役立つようになるのがいつかは予想はつかない。したがって、両者が競合しはしないか、といったことは心配してもしかたのないところであつていわば、相当に長い間、別々のものとして、それぞれがはじめに根づよく行なわれることが望ましいのである。だから、自分の園はどうなるか、といった足もとに火が着いたかのように心配することなどは無用といつていいのではなかろうか。

しかしながら、その途中でも、たとえば、6の(2)「前述一項の先導的試行その他の研究成果にもどづいて、幼稚園の教育過程の基準を改善すること」といったような相互関係が成立つであろうことは、当然である。

実は、この点について、わたしはこのような提言を委員会の席上でしたのである。すなわち、このような試行のプランを参考にして、現在の制度のままで、それぞれ相応する段階で、試行のブ

ランの趣旨に沿った実践や研究をすることを奨励すべきであり、そしてそれを何とかこの構想に盛りこむことはできないか、と述べたのである。ところが、会議は、それは全く当然のことであるから、この構想にかく必要はない、と決めたのである。そうなつたのはやむをえないことであるが、しかし、この当然なことがたいせつであるのはいうまでもなく、現実の幼児教育の担当者なり、小学校低学年の担当者が、それぞれの場において、じゅうぶんな努力をはらって実践や研究にはげむことがたいせつである。試行をする実施校はいわば抽学的なモデルケースであって、それなりに思い切ってやれるであろうが、それに対して、さまざまなかれ現実的な条件の中で研究的に実践にはげむことが、むしろそれにましても有意義であるといわねばなるまい。端的にいえば、このような実際の積み重ねが行なわれる一つの刺激剤として、先導的試行が有用なのである、とまでいふことができよう。

幼稚園の教育過程の基準を改善すると、口でいふことはたやすくいが、ともすると、一部の行政的な指導者たちの、上からの押しつけにおわることもありうる。そうした、改善よりもむしろ改悪がもたらされる可能性もないとはいえないでの、現場の実情としての研究がしつかりと大地に足をおろし、変に一部の先走った傾向へおちこまないようにつとめることが、改革づいている今日、特に必要である、と私は思う。

なお、保育所とこうした幼稚園ないし幼年期教育機関との関係については、わたしとしては残念ではあるが、本試案では積極的に触れていない。ただし、いわゆる文部厚生両局長の通達の線はじゅうぶんとり入れた上で、「当面の施策として、経過的には『保育に欠ける幼児』は保育所において幼稚園に準ずる教育が受けられるようにし」と述べている。おそらく、近く、生涯教育のための特別委員会が中教審内に設けられることになっているので、その際、この問題についても何か言及がなされるであろうことを、私は期待している。

以上、もっぱら幼児教育と関連の深いことだけをとりあげて論じたが、この構想試案中この部分のもつ、量質ともにわたる重さにいまさら気づくのである。ここにとりあげたことの外に、教育の個別化の問題や幼稚園教員の養成の問題、その待遇の改善の問題なども直接に関係があることであるが、この小論では触れなかつた。とりあげた問題についてもじゅうぶん論じつくすことができなかつたのは残念であるが、この部分が本試案中、実質的な問題をとりあげて具体的に改善の方途を示している唯一最大のものであるといつていよいであろう。いずれにしても、この度の「学制改革」問題の中における幼児教育に関する部面の重要性をこの試案が示していることについて再び読者の注意を促して筆をおくることにしたい。